

平成 27 年度事業計画

～ 人と動物の共生をめざして ～

基本方針

近年、人々の生活には質の豊かさ(QOL=Quality of life)が求められ、少子高齢化や核家族化が一層進展し、動物は家族の一員としてかけがえのない地位を占め、ますますその絆の深まりとともに、「いやし」や「ささえ」の心の触れあいを求めて飼養する人々が増加している。

動物の飼養にあたっては、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例および滋賀県動物愛護管理推進計画等により、基本的な知識に基づいた適正な飼養の推進が必要である。

このことを踏まえて、滋賀県の施策と整合を図りながら、その基礎となる動物愛護精神が着実に根付くよう、犬、猫の譲渡や飼い方講習会等の事業を通じ、終生飼養を前提とした正しい知識や飼い方の周知に努めるとともに災害時における動物の適正な飼養および保管に関する施策に協力し、動物愛護思想の普及啓発を推進する。

また、一般財団法人として基盤強化に努めるため、地域や飼養者等に密着した幅広い人々との結びつきと信頼の深まりによる確かな礎の実現をめざし、県民の期待に応えられる事業を推進する。

1 動物愛護思想の普及啓発事業

動物の愛護及び適正な飼養による人と動物が共生できる社会づくりをめざし、公益機能の発揮に取り組む中で、動物の習性・特性に関する専門性・技能・経験を生かして、様々な機会を活用しながら、動物愛護の普及啓発業務に取り組むため、次の事業を行う。

(1) 動物愛護のつどいの開催

動物のことを学び、命の大切さや思いやりの気持ちを育むことを目的として開催する。

○ 5月17日(日) 10:00～16:00 滋賀県動物保護管理センター

参加予定人数 300人規模

・ ふれあい・学びのコーナー、譲渡犬・猫の同窓会など

(2) リーフレット等による普及啓発の実施

避妊・去勢手術の必要性や万が一迷子になった場合の対策としてマイクロチップ装着などチラシ・リーフレットや啓発資材を用い、狂犬病予防注射会場をはじめ研修会場などで普及啓発する。

(3) わんにゃん掲示板の設置

やむを得ない理由で飼養できなくなった犬および猫に生存の機会を与えることを目的として、滋賀県動物保護管理センター、大津市動物愛護センター内の掲示板及び協会ホームページ内「わんにゃん掲示板」を設置し、新しい飼養者探しに協力する。

(4) ㊦災害発生時における動物保護管理の構想の検討

災害時の動物救護支援を円滑に行うため、関係団体との連携を密にし、基礎資料の収集等を行う。

- (5) 動物愛護に係る広報活動の実施
広報紙「わんにゃん広場」（年5回程度発行）や新しい動物愛護に関する情報を幅広く県民に提供する。
- (6) ホームページによる情報提供
本協会のホームページに犬、猫の新しい飼い主探し情報や滋賀県動物保護管理センターの収容及び返還情報の公開や犬、猫の適正飼養に関するタイムリーな情報を提供する。
- (7) 動物慰霊祭
動物保護管理センター慰霊碑前にて、一般参加者を含め関係団体等の参加により開催する。
○ 3月中旬 10:00～11:00 動物慰霊碑前
出席予定（県・各市町・一般県民）
- (8) ⑩飼い方ステップアップ講座（仮称）
災害時等のあらゆる場面で、いろいろな環境の変化に対応できるよう、飼い主と一緒に飼養管理技術を段階的に高めるカリキュラムを作成し講座を開催する。
- (9) 自主財源確保への取り組みへの推進
安定した協会運営を図るため、啓発活動および譲渡等の多くの機会をとらえて、飼養者をはじめ多くの県民の理解と協力のもと、出前しつけ相談等賛助会員制度のメリットを宣伝し、賛助会員への加入を積極的に推進する。
また、動物愛護啓発を通じ、わんにゃん募金を企業・団体にも積極的に呼びかけ、寄付金の確保に積極的に努める。
- (10) 2015 しが動物フェスティバルの開催
動物愛護の気風、動物の適正飼養及び動物の終生飼養を通じて、人と動物とのより良い関係が生み出される地域社会づくりをめざして、公益社団法人滋賀県獣医師会と共催で開催する。
○ 9月27日（日）10:00～16:00「竜王町総合運動公園」内ドラゴンハット
参加予定人数 3,000 規模
・ 式典コーナー、ふれあい・学びのコーナー、実演コーナー
展示・即売コーナー、パネル展示など
- (11) 各種研修会・講習会への参加
関係団体が主催する研修会や講習会に参加し、また生活衛生業務研修会において業務実績の発表を行う。
- (12) 動物愛護関係事業の協力
県内で開催される動物愛護関係団体等の行う事業に協力する。

2 動物保護管理業務の推進

動物の飼養は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例等に基づき適正に行うことが必要である。

このため、動物の有する習性・特性などに関する正しい知識や動物の捕獲収容など現場での直接対応に関する技能・経験を発揮して、動物保護管理業務を円滑に推進するため、次の業務を行う。

(1) 滋賀県動物保護管理業務

- ① 犬による苦情処理業務
- ② 野犬等の収容および引取り業務
- ③ 各市町、県保健所、各警察署に引き取られた犬および猫の回収業務および保健所犬舎等の清掃業務
- ④ 滋賀県動物保護管理センター窓口における犬および猫の引取り業務
- ⑤ 犬、猫その他の動物の不適正飼養に対する指導業務
- ⑥ 犬および猫に係る負傷動物収容業務
- ⑦ 動物愛護普及啓発業務
 - ・ 犬のしつけ方教室
 - ・ 譲渡前講習会
 - ・ 譲渡事業（保護関係者および仲介者譲渡を除く。）
 - ・ 出前講座
 - ・ なかよし教室
 - ・ 動物飼養相談（電話等）
- ⑧ 特定動物逸走時の収容業務
- ⑨ 滋賀県動物保護管理センターで飼養および保管している動物の飼養管理
- ⑩ その他の保護管理業務

(2) 大津市動物保護管理業務

- ① 緊急用務対応

(3) 滋賀県が主催する研修会や講習会への参加、協力

滋賀県が主催する研修会や講習会に参加し、また滋賀県が行う事業に協力する。